ＩＣＴ環境整備に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

○　府教育庁では、府立学校ネットワークサポートセンターを設け、校務用端末やLAN教室端末等の機器、およびネットワーク等に関する各校からの問合せに対応しているところです。

○　また、今年の６月からＧＩＧＡスクール運営支援センターを設け、全教職員を対象として、児童生徒１人１台端末に関する問合せ対応や学校訪問による問題の解決に加え、好事例の共有やオンデマンド研修動画の提供などを通じて各校の支援を実施しているところです。

○　さらに、児童生徒１人１台端末の保守運営については、専用窓口を設け、故障等に迅速に対応しています。

ＩＣＴ環境整備に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

○　統合ICTネットワークについて、安定稼働を維持できるよう、監視や品質管理などの運用管理を継続して行っているところです。

○　校務処理システムについて、観点別評価達成度の入力機能を追加する等の対応を実施したところです。効果的に校務に有効活用いただけるよう、引き続きシステムの改修等に努めてまいります。

○　さらに、各校からの問合せに迅速に対応できるよう、府立学校ネットワークサポートセンターにおいて、電話やメールによる支援を行っています。

ＩＣＴ環境整備に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

○　府教育庁では、府立学校ネットワークサポートセンターを設け、校務用端末やLAN教室端末等の機器、およびネットワーク等に関する各校からの問合せに対応しているところです。

○　また、今年の６月からＧＩＧＡスクール運営支援センターを設け、全教職員を対象として、児童生徒１人１台端末に関する問合せ対応や学校訪問による問題の解決に加え、好事例の共有やオンデマンド研修動画の提供などを通じて各校を支援しています。

○　さらに、児童生徒１人１台端末の保守運営については、専用窓口を設け、故障等に迅速に対応しています。

ＩＣＴ環境整備に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

○　教科・科目等の特質等を踏まえ、これまでの教育実践にICTを効果的に取り入れ、児童・生徒の学びを深化させることが必要であると認識しております。

府教育庁では、すべての教科においてICTが効果的に活用されるよう、研修や実践事例の共有等を通じ、必要な支援を行っております。

ＩＣＴ環境整備に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

　　○　令和４年４月、大阪市から移管された学校を含む全ての府立高校において、ICTを効果的に活用し、生徒の学びを深化させることが必要であると認識しております。

　　そのため、府教育庁では、府立学校ネットワークサポートセンターを設け、校務用端末やLAN教室端末等の機器、およびネットワーク等に関する各校からの問合せに対応しているところです。

　　また、今年の６月からＧＩＧＡスクール運営支援センターを設け、全教職員を対象として、生徒１人１台端末に関する問合せ対応や学校訪問による問題の解決に加え、好事例の共有やオンデマンド研修動画の提供などを通じて各校を支援しています。

　　さらに、生徒１人１台端末の保守運営については、専用窓口を設け、故障等に迅速に対応しています。

ＩＣＴ環境整備に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

○　市立高校から府に移管された学校については、各校が円滑に校務処理システムを活用できるよう、問い合わせ対応や情報提供等を行うことができるチームサイトを開設したところです。

　　今後とも、移管された各校が円滑にICTネットワーク・校務処理システムを運用できるよう、各校及び関係課と連携を図ってまいります。

基本的人権の尊重にもとづき、多様性を尊重する社会の実現をめざすとともに、ジェンダー平等の社会を実現するとりくみを行うこと。多様な「性」のあり方をふまえ、施設設備をはじめ必要な施策を講じること。

○　学校におけるジェンダー平等教育の推進にあたっては、「女子差別撤廃条約」の基本理念を踏まえるとともに、1999（平成11）年６月に施行された、「男女共同参画基本法」、2002（平成14）年４月に施行された「大阪府男女共同参画推進条例」及び2016（平成28）年３月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）」などを各学校において具体化し、人権意識に基づいたジェンダー平等教育の推進を図ることが重要であると考えております。

○　ジェンダー平等教育の推進に際しての基本的な考え方についても明示した「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」をすべての公立学校に配布し、各学校に対して、学校活動のあらゆる場面で活用するように指導するとともに、その趣旨の徹底をしているところです。

子どもに行き届いた教育を保障するために少人数学級を実現するよう国に法改正を求めるとともに、府独自にも制度改正をおこなうこと。当面、OECD平均の約20人をめざすこと。

学級収容定員を「標準」から小中学校と同じ「上限」規定とすること。

○　高等学校の学級編制につきましては、国が定める40人という標準を堅持しつつ、国措置定数を最大限活用して教育条件の改善を図る中で、多様な高校教育の展開に対応することとしています。

　　府教育庁といたしましては、この趣旨に沿って、特色ある学校をはじめ、それぞれの学校の実情に応じて、多様な選択科目の設定や少人数授業の展開などにより、教育条件の改善を図ってまいりたいと考えております。

○　なお、１クラス35人を基本に学級展開しているエンパワメントスクール等においても、他校と同様に、国が定める40人という標準に基づき教員を配置しているところです。

（教員免許更新制の廃止後の新たな教員研修の在り方については、押し付けとせず、自主的な研修を充実、支援するようにすること。また府高教と十分協議をつくし、当面以下の措置をおこなうこと）

イ　職員に新たな負担や不利益を生じさせないこと。

○　府教育庁においては、「大阪府教員等研修計画」において教員一人ひとりの資質・能力の向上に向けて取り組むことの重要性を周知するとともに、教育センターにおいて様々な研修を受講できる環境の整備を行ってきた。

○　今後、教育センターで行う研修をめぐる制度の変更等がある場合には、丁寧に説明を行ってまいる。

週休日等の勤務には、振替や勤務時間の割り振り変更が適正におこなわれることが大前提であり、それらが困難な場合には勤務をさせてはならないことを校長に周知徹底すること。

週休日等の勤務と振替、割り振り変更の実績を府教委として把握し、その内容について府高教と協議すること。

○　府教育庁としましては円滑に土曜日等の授業を行うことができるよう、遵守すべき事項や手続き等を「土曜授業の実施にあたってのガイドライン」としてまとめ、平成26年８月に府立学校校長・准校長に通知しました。

○　ガイドラインでは、「教職員が土曜授業に係る業務に従事する場合は、法令の定めによる週休日の振替又は勤務時間の割振り変更を確実に行うこと。」としています。

○　また、「各校において、学校や地域の実情、幼児・児童・生徒の負担を踏まえながら、土曜授業を実施する教育的意義、土曜授業を実施した場合の教育的効果を検討したうえで、計画を立てること。」とし、実施にあたっては、「予め週休日の振替等を行う日時を、当該土曜授業に係る業務に従事する全教職員に確認の上、勤務を命ずること。その際、特に、介護、育児等の配慮要件のある教職員については、当該教職員の事情に十分な配慮を行うこと。」としています。

部活動について、文科省の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」は休日の部活動指導の「兼職兼業」に言及している。これは、労働条件の重大な変更であり、長時間労働や健康障害が懸念されることから、府高教との事前協議を尽くすこと。

○　令和４年６月６日に、運動部活動の地域移行に関する検討会議においてまとめられた提言がスポーツ庁に手交されたことを受け、今後の公立中学校における運動部活動のめざす姿や改革の方向性が示された。

また、令和４年７月12日、文化部活動の地域移行に関する検討会議が、主に公立中学校の休日の部活動指導を地域への移行を進める提言案を公表した。

○　大阪府においても、大阪府部活動の在り方に関する方針を改訂し、推進計画等を策定する予定である。また、教員の兼職・兼業にも関わり、勤務労働条件にかかる事項であるため、関係各課等と十分に協議してまいりたい。

学校間に格差と序列を生みだす高校「多様化・特色づくり」の押しつけは行

わないこと。工科高校の改編「総合募集」をやめ学科・系ごとの募集に戻すこと。

泉尾工業高校、東淀工業高校、生野工業高校統合後の「新工業系高等学校（仮

称）」の検討にあたっては、生徒の実態等をふまえ、現場と協議を尽くすこと。

また、募集停止後も在籍する生徒に対する教育条件を低下させないこと。

〇　「『大阪の教育力』向上プラン」において、特色づくり・再編整備の成果と課題の状況を踏まえた府立高校の特色化をさらに進め、多様性を拡大するなど、中学生にとって「入りたい学校」「入ってよかった学校」となるよう、取組みを進めているところです。

○　引き続き、府立高校が魅力ある学校となるよう、高校における特色づくりとともに　教育内容の充実を支援してまいります。

〇　また、総合募集は、生徒が工業に関する学習を通じて、その内容を熟知し

た上で、入学後に能力・適正、進路希望等に合わせて専門分野の系、専科を

選択できるよう、すべての工科高校に導入したものです。

教職員の本来業務でないにもかかわらず、過重となっている入試関連業務での教職員の負担軽減をはかるとともに、業務のありかたについて府高教と協議を行うこと。

教職員の過重な負担となっている入試業務は、負担軽減と感染リスク軽減のため、マークセンス方式を併用するなど、業務の簡素化を行うこと。

入試当日の新型コロナ関連対策の別室設置について、府教委の責任で監督者の人員を確実に確保すること。

追検査の実施にあたっては、現場の負担を増大させないようにすること。

○　入学者選抜業務において、実施計画を作成するにあたっては、勤務時間内での計画をお願いしています。また、入学者選抜の学力検査当日、教職員は、受験生の集合時刻以前の時刻から備える必要があることから、事前に、学校の実態に合わせて勤務時間を繰り上げる措置をとっていただくようお願いしています。なお、週休日の勤務が生じた場合は、週休日の振替が確実に行われるよう指導しています。

○　また、令和４年度選抜の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応及び感染拡大防止の観点を踏まえたマニュアルを作成し、各校に配付しました。

　　令和５年度選抜においても、学力検査等の実施にあたっては、選抜事務にあたる教職員に対して新型コロナウイルスへの感染予防の観点で配慮するよう指示してまいります。

成績評価において、３観点の比率を１：１：１の割合とすることを押し付け

ないこと。

○　新学習指導要領において、知識及び技能が習得されるようにすること、思考力、判断力、表現力等を育成すること、学びに向かう力、人間性等を涵養することの３つを偏りなく実現できるようにすることが求められており、資質・能力の育成にあたっては、３観点をバランスよく評価していくことが重要であると考えています。

教職員の負担軽減のため、各校が行うデジタル採点ソフト導入等について財政

面の支援を行うこと。

○デジタル採点ソフト等のソフトウェアにつきましては、各校の実情に応じて、教科・科目の特質等を踏まえながら導入及び活用されているものと認識しております。

〇厳しい財政状況の中ではありますが、教職員の負担軽減につながるよう、デジタル採点ソフト等のソフトウェアも含め、ICTの活用方法について検討してまいります。

官制研修については、自主･民主･公開の原則に立ち、参加･不参加の自由を完全に保障すること。

ア　校務に支障が生ずるような参加の強制を行わないこと。

○　「初任者研修」、「10年経験者研修」の校外研修年間計画につきましては、事前に全府立学校に周知しており、各校が研修の意義を十分に理解し、学校行事等と研修の日程が重ならないように配慮しているところです。

○　さらに、研修に意欲的に参加しやすい環境づくりについても、各校において十分配慮いただいているものと承知しています。

官制研修については、自主･民主･公開の原則に立ち、参加･不参加の自由を完全に保障すること。

キ　研修の実施にあたっては、振り返りの報告、アンケートへの回答を含め、研修時間内に完了するよう内容を精査するとともに管理職にも徹底すること。

○研修における振り返りレポート及びアンケートの記入につきましては、研修の時間内に取り組むことができるように企画しています。

官制研修については、自主･民主･公開の原則に立ち、参加･不参加の自由を完全に保障すること。

ク　ＷＥＢ研修（録画視聴）は、本来の実施時間帯での視聴を保障すること。

○校外研修がWeb開催となった場合も、勤務時間内に実施することや、分割して受講してもよいことを、実施マニュアルに示しています。また、管理職に対しても、校長等連絡協議会において、その旨を伝えています。

「複数応募制」の導入にあたっては、過度な競争や不公平を生まないよう配慮すること。これまでの「一人一社制」の意義をふまえ、希望するすべての生徒の就職を保障するとともに、教職員の就職指導にかかわる負担を軽減するための措置を行うこと。

〇　今年度の卒業年次の生徒が学校斡旋就職を行う場合、指定校求人や複数応募不可の公開求人については、従前どおり「一人一社制」を維持しつつ、複数応募可とする公開求人に限り、選考開始日である9月16日から２社まで応募が可能となっています。

○　就職慣行の変更に伴い、生徒が応募する企業数が増えることで、生徒への就職指導を適切かつ円滑に進めることが必要であることから、民間企業の協力を得て、求人票の管理業務をシステム化し、より適切な就職指導と業務軽減の両立について学校へ情報提供したところです。

○　就職を希望するすべての生徒の進路を保障することは重要であると認識しており、進路保障というセーフティーネットの役割を守りつつ、生徒の主体的な進路選択の幅を広げることができるよう、学校を支援してまいります。

教育活動の一環として就職希望者の利益を守る立場で行われている就職指導は、利潤追求を目的とした民間職業紹介業者と相いれないことから、民間職業紹介業者の高校現場への参入は行わないこと。

○民間の事業者が入ることで、生徒が不利益を被ることがあってはならないと認識しています。

○国のワーキングチームの報告内容を踏まえ、キャリア教育や進路指導の場面で民間の事業者を活用する方法について、研究を進めているところです。

端末の整備と保守運営にあたっては「現場丸投げ」でなく、大阪府の責任において、必要な常勤技術者と予算を措置すること。

○　府教育庁では、府立学校ネットワークサポートセンターを設け、校務用端末やLAN教室端末等の機器、およびネットワーク等に関する各校からの問合せに対応しているところです

○　また、今年の６月からＧＩＧＡスクール運営支援センターを設け、全教職員を対象として、児童生徒１人１台端末に関する問合せ対応や学校訪問による問題の解決に加え、好事例の共有やオンデマンド研修動画の提供などを通じて各校の支援を実施しているところです。

○　さらに、児童生徒１人１台端末の保守運営については、専用窓口を設け、故障等に迅速に対応しています。

端末について、教育課程の中で必要に応じて自主的な判断で活用できるようにし、一律に使用を求めないこと。

○　教科・科目等の特質等を踏まえ、これまでの教育実践にICTを効果的に取り入れ、児童・生徒の学びを深化させることが必要であると認識しております。

府教育庁では、すべての教科においてICTが効果的に活用されるよう、研修や実践事例の共有等を通じ、必要な支援を行っております。

　市立高校から府に移管された学校については、各校と情報連絡を密に行い、特段

の措置を行うこと。

○　市立高校から府に移管された学校については、ICT関連業務も含めた総合的な問い合わせ対応を行う部署を高校教育改革課内に設置しております。

　　今後とも、移管された各校が円滑に１人１台端末等を活用できるよう、各校及び関係課と連携を図ってまいります。

市立高校から移管した学校で混乱が起きている現状に鑑み、ICTネットワーク・校務処理システムの管理運営について、安定的に稼働するまでは、現場からの問い合わせに対応できるよう特段の措置を行うこと。

○　市立高校から府に移管された学校については、ICT関連業務も含めた総合的な問い合わせ対応を行う部署を高校教育改革課内に設置しております。

　　また、移管された各校が円滑に校務処理システムを活用できるよう、問い合わせ対応や情報提供等を行うことができるチームサイトを開設したところです。

　　今後とも、移管された各校が円滑にICTネットワーク・校務処理システムを運用できるよう、各校及び関係課と連携を図ってまいります。

帰国生徒、外国人生徒等で日本語習得が不十分な高校就学希望者に対して、学習権を保障するための措置を行うこと。母語の話せる教員や日本語を指導する教員の正規での配置、当該校の要求をふまえた定数措置など、必要な条件整備をおこなうこと。

○　大阪府では、日本語指導が必要な帰国生徒等に対する特別枠を設定した入学者選抜として、「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」を府立高校７校で実施してまいりました。令和４年度入学者選抜から、多部制単位制（クリエイティブスクール）の柔軟な教育システムを活用できる「大阪わかば高校」を新たに整備し、８校で実施しています。

○日本語指導については、今年度も８校に対して１５名の教員を加配しているところです。

○また、「日本語教育学校支援事業」において、学校からの要望に応じて、日本語教育学校支援専門員の派遣、教育サポーター及び多言語学習支援員の配置を行っております。今後も日本語指導をはじめとした修学支援の充実に向けて、取組みを進めてまいります。

改正学校図書館法の趣旨を尊重し、専任･専門･正規の「学校司書」を配置すること。

ア、従来図書館担当として配置されていた実習教員を学校司書として任用すること。

イ、「司書教諭」発令にあたっては、本人･職場の意向を尊重すること。また、現職の図書館担当者の職務内容等に支障がおこらないようにすること。

○　府教育庁におきましては、学校図書館の円滑な運営体制の構築を指示する「学校図書館運営体制の基本的方針」や、学校図書館の役割、業務マニュアルなどを示す「学校図書館活性化ガイドライン」を策定し、すべての府立学校に配置している司書教諭を中心に、全教職員の協力のもとに、学校図書館機能を維持していただいていると認識しております。

ゆきとどいた教育を保障する立場から学校管理費を減額せず、大幅に増額す

ること。「新学習指導要領」や「GIGAスクール構想」実施に伴うデジタル教材に見合う、予算の増額を行うこと。

〇学校管理費につきましては、従前から各学校のご意見も伺いながら、実情・実態に即した配分に努めてきたところです。

〇厳しい財政状況の中ではありますが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算額の確保に努めてまいりたいと存じます。

過度の学校間競争で教職員を多忙に追い込み、募集停止・廃校で子どもたちの学ぶ権利を奪っている、府立学校条例の「入学を志願する者の数が３年連続して定員に満たない高等学校で、その後も改善の見込みがないと認められるものは、再編整備の対象とする」との規定を抜本的に見直し高校つぶしを行わないこと。競争の教育を激化させ高校統廃合をすすめる「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画（2019（平成31）年度から2023年度）」については、抜本的に見直すこと。

○　府立高校の再編整備については、平成25年3月に策定した「府立高等学校再編整備方針」に基づき、同年11月、平成26年度から平成30年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定し、同計画に基づき、エンパワメントスクールの設置、普通科総合選択制高校の総合学科や普通科専門コース設置校への改編、募集停止などを実施してまいりました。

○　また、平成30年11月に令和元年度から令和５年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を新たに策定し、同計画に基づき、令和３年度は、12月の教育委員会会議で特色ある教育活動を他校に継承・発展させる機能統合による学校の再編整備に着手することを決定し、計画に基づく取り組みを行っているところです。

○　今後とも府立高校の教育内容の充実と併せて、適正な配置を推進する観点から再編整備を計画的に進めてまいります。

学校間に格差と序列を生みだす高校「多様化･特色づくり」の押しつけはおこなわないこと。工科高校の改編「総合募集」をやめ学科・系ごとの募集に戻すこと。

泉尾工業高校、東淀工業高校、生野工業高校統合後の「新工業系高等学校（仮称）」の検討にあたっては、生徒の実態等をふまえ、現場と協議を尽くすこと。また、募集停止後も在籍する生徒に対する教育条件を低下させないこと。

○　「新工業系高等学校（仮称）」の検討にあたっては、学校現場への情報提供や意見交換を行いながら、進めてまいります。

○　募集停止が公表された学校については、平成27年２月の教育常任委員会において、府立高校の再編整備を行うにあたって留意すべきこととして「対象校で学ぶ在校生が安心して高校生活を送れるよう、卒業するまでしっかりと学習環境を維持すること」などが附帯決議されたことを踏まえ、在校生の教育環境を維持するために、できる限りの配慮を行ってきたところです。引き続き、この点に留意しながら再編整備を進めてまいります。

学校の感染防止にあたっては、生徒と教職員を感染症から守る観点から、科学的・合理的な対策を府教委の責任において行い、学校現場に不合理な負担を押し付けないようにすること。すべての府立高校の生徒・教職員について、府の責任で、定期的にＰＣＲ検査を実施し、無症状感染者の発見・保護・追跡に努めること。

○　学校における感染防止にあたっては、マニュアルを適宜改訂するとともに、速やかな情報提供、必要な補助金を活用するなど、学校において、組織的に対応していただけるように努めているところです。

○　現在、新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、保健所の指示・助言のもと、濃厚接触者等に対してPCR検査が実施されております。

○　なお、関連性が明らかでない患者が複数発生した場合などにおいては、無症状であっても保健所長の判断により、検査を行うこととなっております。

○　今後も国の通知や保健所の調査・指示等に基づき、検査が適切に実施されるよう対応してまいります。

部活動について、文科省の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」は休日の部活動指導の「兼職兼業」に言及している。これは、労働条件の重大な変更であり、長時間労働や健康障害が懸念されることから、府高教との事前協議を尽くすこと。

○　令和４年６月６日に、運動部活動の地域移行に関する検討会議においてまとめられた提言がスポーツ庁に手交されたことを受け、今後の公立中学校における運動部活動のめざす姿や改革の方向性が示された。また、スポーツ庁は、令和４年度中に運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを改訂し、具体的な取組みやスケジュール等を定めることとしている。

○　大阪府においても、そのガイドラインの改訂を受け、大阪府部活動の在り方に関する方針を改訂し、推進計画等を策定する予定である。国は、令和５年度からの３年間を改革集中期間としていることから、この期間について、市町村が取り組んでいきやすいよう支援してまいる。

　　また、教員の兼職・兼業にも関わり、勤務労働条件にかかる事項であるため、関係各課等と十分に協議してまいりたい。

生徒の健康管理をすすめるため、健康診断を充実すること。必要な応援医師の配置ができるようにすること。新たに専門医による眼科・耳鼻咽喉科検診を行う学校について、担当医師の確保、必要物品の確保について府教委が責任をもって対応するとともに、学校の実態に即し2022年度については実施を必須としないこと。

○　今年度より全ての府立高等学校において健診医による眼科・耳鼻咽喉科検診を実施するため、大阪府医師会の協力を得て、それぞれの健診医を配置しているところです。

○　また、耳鏡・鼻鏡等の健診器具については、補助金を活用するなど、購入をお願いしているところです。

○　健診医に見ていただくことで、子どもの健康管理をすすめることにつながったと認識しています。

○　一方、検診等の新たな業務においては、特定の教職員に業務が集中することのないように、引き続き、学校に対して組織的に対応するよう周知してまいります。

教職員定数、教員加配、講師時間数等の配置については、公正･客観的な基準にもとづいてどの学校でも十分な教育活動がおこなえるよう配置すること。

カ　養護教諭を全校に複数配置すること。

【補足】

養護教諭は、通常の学校保健業務に加え、感染症対策で特に過重な勤務となっている。感染症対策のために保健室を複数開設することもあり、養護教諭の複数配置を求めるもの。

○　府立高校の養護教諭については、生徒数だけを基準として配置するのではなく、各学校の実状に応じて、心身の健康課題を抱える生徒数や、医師や地域の関係機関と連携した継続的な支援の必要性などの要素を踏まえ、複数配置しているところです。

○　また、コロナの影響を踏まえ、生徒が抱える様々な課題に対応するため、国に対し教職員定数の改善を要望しており、府単独での配置は考えておりません。

生理用品をトイレに常設すること。

○　災害備蓄を活用した生理用品の配置については、昨年度中に旧市立高等学校を除くすべての府立学校に配付し、災害備蓄がなくなった後は、トイレットペーパーと同様と考え、学校管理費で購入し、補充する旨の説明を行いました。

○　生理用品をトイレに配置するには、学校によっては配置に工夫がいる形状のトイレもあります。

○　学校によっては、生徒が生理用品を一枚ずつ取り出せるようなケースを作り、衛生面に配慮してトイレに配置したり、保健室前の廊下や更衣室へ配置したりするなど、様々な工夫を凝らしておりトイレへの配置方法の工夫や更衣室への配置など、生徒が気兼ねなく利用できるよう取り組んでいるところです。

○　今後、こうした好事例を各府立学校に周知することにより、生理用品を必要とする児童生徒が気兼ねなく利用できる、より望ましい環境を整えるよう、働きかけてまいります。

貴委員会と府高教との従来の慣行については、ひきつづき遵守すること。貴委員会が新たにおこなう施策や通知については、府高教との事前協議をつくすこと。

○　皆様方との良き労使関係については、これまでの経過を尊重し、今後とも、双方の努力によって築いてまいりたいと考えております。

○　また、職員の勤務労働条件に関わる事項については、所要の協議を行うとともに、教育施策の実施にあたり勤務条件に密接にかかわる事項（管理運営事項）については、必要に応じて説明を行ってまいりたいと存じます。

「教職員の評価･育成システム」とその賃金への反映は撤廃すること。

（下線：勤務条件）

○　教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しているところでございます。

○　評価結果の給与等への反映については、皆さま方との協議の上、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成２４年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところでございます。

○　今後とも本システムがより良い制度となるよう、充実・改善を図ってまいります。

７月１日以前に教員免許更新制によって免許が失効した者を、府教委として把握し、免許回復措置の周知徹底に努めること。

○　失効した教員免許状については、再度、授与申請を行うことで有効期限のない免許状の授与を受けることが可能となります。手続きについても、申請者の負担とならぬよう、提出書類の簡素化を図っているところです。

○ 教育庁ホームページにおいて、「教員免許更新制の発展的解消」にかかるサ

イトを新たに開設し、広く周知しているところです。

　週休日等の勤務には、振替や勤務時間の割り振り変更が適正におこなわれることが大前提であり、それらが困難な場合には勤務をさせてはならないことを校長に周知徹底すること。

週休日等の勤務と振替、割り振り変更の実績を府教委として把握し、その内容について府高教と協議すること。

〇　教育職員に休日及び週休日に勤務を命じた場合には、休日の場合は、代休日の指定により、週休日の場合は、週休日の振替えにより、また、教育職員以外の職員については、「時間外勤務・休日勤務の手続き等に関する要綱」に基づき、適切に行うよう指導しているところです。

〇　今後とも、各学校に対し、研修会等のあらゆる機会を通じて周知してまいります。

市立高校から府に移管した学校での混乱に配慮し、諸手当等について事実がある場合には発生源入力時点にこだわらず、遡って支給できるようにすること。

○　通勤手当等の支給については、本人からの届出に基づいて支給する規定となっているため、本人の届出がなく遡って支給することは困難です。

〇　なお、通勤手当の支給に関しては、４月支給とするため、システムによらず紙による届出に基づく認定を行うなど配慮したところです。

臨時教職員の賃金改善について以下の要求実現をはかること。

ア、非常勤講師の賃金を月額払いに戻すこと。当面、週１時間当たり年42時間分を保障すること。待機時間も勤務時間としてカウントすること。

エ、非常勤講師の賃金について、校内で実際に働いた時間分については、確実に保障すること。「１単位３５時間」を超過して勤務した場合は、「校内の努力」とするのではなく、府教委の責任で賃金を確保すること。

オ、すべての臨時教職員に一時金（夏･冬）、退職金を支給できるようにすること。非常勤職員のボーナス支給条件（週１５時間３０分以上）を無くすこと

※下線部教職員企画課財務G

○　非常勤講師の報酬及び支給方法の見直しについては、勤務実績に応じた報酬となるよう是正したものであり、ご要求に応じることは困難でございます。

○　臨時的任用職員にかかる期末・勤勉手当及び退職手当制度については、基本的に国制度に準拠しているところです。

○　会計年度任用職員に対しては期末手当を支給しているところですが、勤勉手当や退職手当を支給することは地方自治法の規定から、困難でございます。

○　また、会計年度任用職員の期末手当については、国の非常勤職員の取扱いや「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」（総務省）の内容を踏まえ、週あたり１５時間３０分以上勤務の職員を支給対象としているところでございます。

勤務時間の割振りにあたっては、週二回の週休日を確保するよう校長を指導すること。土・日曜日の勤務は基本的に行わないこと。行う場合は必要最小限とし、教職員の同意を前提とすること。

○　週休日の振替えや勤務時間の割振り変更については、各学校で校長・准校長が適切に行っていると認識しています。

○　週休日の振替えについては、「教職員の健康保持の観点から、原則として同一週（日曜日から土曜日）内の振替えを基本とする。」、「これにより難い場合は、当該勤務を命ずる必要がある週休日を起算日とする４週間前から８週間後までの期間において週休日の振替えを行うこと。教育職員で、かつ、やむを得ない場合に限り、勤務を命ずる必要がある週休日を起算日とする４週間前から16週間後までの期間において行うこと。」、「週休日の振替えを行った後、週休日が毎４週間につき４日以上となるようにし、かつ、勤務日が連続24日を超えないようにすること。」、「教職員の当該土曜授業に係る業務については、授業及びその付随業務も含めて、週休日の振替えにより割り振られた勤務時間内に収まるようにすること。」としています。

　週休日において３時間45分又は４時間の勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更についても同様としています。

○　なお、週休日の振替え等をはじめとした教職員の勤務条件等に関する制度解説をとりまとめた冊子の内容について、ＳＳＣに掲載し、周知を図っているところです。

校長と府教委の責任で教職員の長時間過密労働を解消すること。

○　教職員の働き方改革については、平成30年３月に策定した「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」に基づく取組みを着実に実施していくとともに、国の動向も注視しながら、必要に応じて改善策を検討してまいります。

○　令和２年４月には「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則等」を制定して、教職員の時間外在校等時間の上限を定めるとともに適正な管理を行い、健康及び福祉の確保を図るよう努めているところです。

「１年単位の変形労働時間制」を導入しないこと。

○　教育職員への一年単位の変形労働時間制の導入については、ニーズ等を見極め必要に応じ対応を検討することとしております。

教職員の勤務実態と乖離している「給特法」の改正を関係機関に働きかけること。計測可能な時間外勤務については、労基法に基づく割増賃金を支給すること。当面、時間外勤務があった日については勤務時間の振替をおこなうこと。

○　教育職員については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「職員の給与に関する条例」の規定から、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給することは困難です。

○　週休日の振替えについては、勤務時間条例において「週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日を人事委員会規則で定める期間内（勤務を命ずる日を起算日とする前４週間・後８週間以内、教育職員でかつやむを得ない場合に限り、前４週間・後16週間以内）に他の日に振り替えることができる。」こととしております。

○　なお、週休日における勤務時間命令が３時間45分又は４時間の場合についても同様に他の日への振り替え可能としております。

〇　また、より柔軟な勤務時間管理を可能とするため、令和４年４月から、いわゆる超勤４項目の区分にあたる業務について、勤務時間の割振りを可能とする１カ月単位の変形労働時間制の適用範囲の拡大を行ったところです。

育児休業制度について、使用者負担として大阪府が有給保障をおこなうこと。育児休業が承認されたすべての期間について、育児休業手当金が無条件に支給されるよう公立学校共済組合に働きかけること。

下線部教職員企画課財務G

○　育児休業について、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定から有給とすることは困難です。

病気休暇の承認にあたっては通院を前提とせず、一律的な対応を行わないこと。また、病気休暇取得を抑制する対応を取らないよう校長を指導すること。一週間程度の病気休暇取得については、診断書の提出を義務付けないこと。また慢性疾患で人工透析を受けているような教職員については、一年毎の診断書提出を求めないこと。

○　病気休暇制度については、断続的に病気休暇を取得する職員に対する適切な健康管理と服務規律の確保の観点から、皆様方との協議を経て、平成25年度から承認手続きの見直しを行い、実施しているところです。

60歳以降の雇用施策は「雇用と年金の接続」を大原則とし、年金支給開始年齢までの雇用と60歳時点での賃金水準を保障すること。また、定年年齢引上げについて府高教と十分協議すること。

○　定年の引き上げにかかる給与制度については、９月議会（前半）に関係条例の改正にかかる議案を提出できるよう検討を進めているところでございます。

　　勤務労働条件に関わる事項については、内容が固まり次第、速やかに皆様方と十分に協議を行ってまいりたいと存じます。

学校の感染防止にあたっては、生徒と教職員を感染症から守る観点から、科学的・合理的な対策を府教委の責任において行い、学校現場に不合理な負担を押し付けないようにすること。すべての府立高校の生徒・教職員について、府の責任で、定期的にＰＣＲ検査を実施し、無症状感染者の発見・保護・追跡に努めること。

○　PCR検査については、感染症法に基づき、医師や保健所が必要と認める場合に実施しているところです。

○　国において新型コロナウイルス感染症にかかる検査体制の拡充が進められているところであり、今後も、国の通知や保健所の調査・指示等に基づき、各種検査が適切に実施されるよう、保健所と協力して進めてまいります。

育児休業制度について、使用者負担として大阪府が有給保障をおこなうこと。育児休業が承認されたすべての期間について、育児休業手当金が無条件に支給されるよう公立学校共済組合に働きかけること。

（下線部について回答）

〇　育児休業手当金の支給期間については、育児休業の対象となる子が１歳に達する日（１歳の誕生日の前日）までと定めがあり、１歳に達した日以後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、最長２歳まで支給期間が延長されます。

（地方公務員等共済組合法第70条の2）

○　育児休業手当金の支給期間の延長については、育児休業の対象となる子が１歳に達する日までに、少なくとも１歳に達する日の翌日（１歳の誕生日）を保育所入所希望日として市町村に保育の利用申込を行っているが、１歳の誕生日以降において、当面その保育が行われないこと等の支給要件が厳格に定められています。（地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の5）

〇　今後とも、公立学校共済組合大阪支部において、育児休業手当金の延長給付要件の周知に努めるものと存じます。

教職員の健康診断を充実したものにするため、以下の項目を実現すること。

業者選定にあたっては、安心・安全に関しての実績を考慮すること。

○　府立学校における健康診断の業者選定にあたっては、一般競争入札もしくは随意契約にて決定しております。集団検診業務の履行実績を入札参加資格とし、契約書に精度管理等について規定し、教職員が安心して受検できるよう、努めているところです。

○　今後とも、学校における職員健康診断の質の向上に努めてまいります。

教職員の健康診断を充実したものにするため、以下の項目を実現すること。

健康診断の時期や時間･方法について、現場教職員の意見を尊重して実施すること。

○　府立学校における職員の健康診断につきましては、学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づき実施しております。

○　実施期間については、４月１日から８月31日の間に巡回健診を実施することとしており、実施時期や時間についてはできる限り各校の希望に沿えるよう、対応しているところです。

○　また、毎年12月に職員健康診断に関するアンケートを実施し、いただいたご意見を受託機関と共有し、改善すべき点について指導しております。

○　今後とも、学校における職員健康診断のよりよい在り方について、府立学校安全衛生協議会健康対策部会において協議してまいりたいと存じます。

出張にかかわる経費については、全額措置すること。

ア、府立高校の立地条件や教育実態に見合った旅費支給が十分できるよう減額せず、大幅に増額すること。

イ、修学旅行･遠足など生徒を引率して行う出張については、教職員の自己負担が起こらないよう措置を講じること。

ウ、修学旅行補助額の引き上げ･下見の保障･付き添い者の枠の拡大をおこなうこと。

エ、修学旅行への障害者の参加にあたり別途経費や付添者を要する場合、その旅費等必要経費を措置すること。

○　生徒の教育活動の裏付けとなる教職員旅費は、従来から教育予算と位置付けし、厳しい財政状況の中、一定の予算措置がなされてきたところです。

○　旅費予算につきましては、これまでから、各校の計画額を基に必要額を確保し、予算配当してきたところです。

○　令和４年度の旅費予算につきましては、昨年度１２月に実施しました旅費予算執行状況調査を基に、新型コロナウイルス感染症対策など諸般の事情等を考慮したうえで配当しております。

○　８月に実施いたします旅費予算執行状況調査を基に、下半期配当を行う予定としており、本調査後に生じた突発的な事態などにより、旅費が不足する場合には、個別に対応させていただくこととしております。

○　府の財政は依然厳しい状況にありますが、今後とも引き続き、生徒の安全管理や学校運営に支障をきたさないよう、財源の確保に努めてまいります。

基本的人権の尊重にもとづき、多様性を尊重する社会の実現をめざすとともに、ジェンダー平等の社会を実現するとりくみを行うこと。多様な「性」のあり方をふまえ、施設設備をはじめ必要な施策を講じること。

○　性の多様性に関する教育環境の改善にかかる施設整備については、学校からの要望をお聞きし、関係課と連携しながら予算の確保に努めてまいります。

ゆきとどいた教育を保障する立場から学校管理費を減額せず、大幅に増額すること。「新学習指導要領」や「GIGAスクール構想」実施に伴うデジタル教材の導入に見合う、予算の増額を行う事。

○　学校管理費につきましては、従前から各学校のご意見も伺いながら、実情・実態に即した配分に努めてきたところです。

○　厳しい財政状況の中ではありますが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算額の確保に努めてまいりたいと存じます。

学校と生徒･教職員の安全を第一とし、快適な教育環境を整備するために、また災害時に府民が避難してくることを前提とし、早急に危険箇所を除去し、施設･設備の抜本的な拡充･更新をすすめること。（全項目）【施設財務】

ア、老朽校舎の建て替え・改修、内装の補修、施設･設備の更新を計画的にすすめること。危険な箇所についてはただちに補修すること。

イ、校舎の非構造部材の耐震対策をすすめること。

ウ、工事の計画･実施にあたっては、教育活動に支障を来さないよう、学校の意向を十分尊重すること。また生徒・教職員の安全確保に最大限配慮すること。

○　学校の老朽化対策につきましては、「府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画」に基づき、計画的な改修等に順次着手しているところです。

○なお、危険な箇所への対応については、これまでも各学校から要望を伺いな

がら、予算の範囲内ではありますが、速やかな改修に努めているところです。

○　非構造部材の耐震化につきましては、すべての府立学校において、天井の破損やロッカー、書棚等の状況について、教職員による点検を実施し、その結果に基づいて、ロッカー等の転倒防止対策を実施しています。

○　併せて、体育館や柔剣道場の天井や照明器具等の非構造部材の点検につきまして、建築基準法に定める定期点検に併せて実施し、その点検結果に基づいて、支援学校の体育館の吊天井、高等学校の柔剣道場の天井や照明器具などの実施設計を行い、これらの非構造部材の本格的な耐震化工事に着手し、現在はすべて完了しています。

○　また工事の計画・実施にあたっては、教職員の安全確保に十分配慮いたします。

生徒が使用する全ての教室や実習場、体育館等に空調設備を設置すること。全府立高校の全館冷暖房実現にむけ、早期に計画を策定すること。十分な光熱水費を確保することにより空調設備の使用時間や温度等について各学校の教育活動を十分保障できるようにすること。

○　すでに設置している空調設備につきましては、令和２年度からの３年間で順次更新する予定でございましたが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、工事期間の確保が困難な状況であったため、令和３年度から順次更新しているところです。

○　また、体育館空調につきましては、熱中症対策として、令和元年度から５年間で、府立学校の体育館への空調設置を計画的に行っております。

○　なお、全館冷暖房の実施については、現在の財政状況を踏まえますと困難であり、今後の課題と考えています。

○　空調設備の設定温度につきましては、文部科学省が作成した「学校環境衛生管理マニュアル」により、室内の温度を、冬期は１８～２０℃、夏期は２５～２８℃程度に保つことが最も学習に望ましいとされており、例年、この範囲で最も環境に配慮した温度を標準温度として設定しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、空調使用時においても換気を行う必要がありますので、それにより機器の設定温度を２８℃にしても室温が２８℃付近になりにくい場合などは、機器の設定温度を下げて稼働していただくよう全高等学校に依頼しております。

○　空調設備の稼働時間につきましては、事業者との契約の範囲内で定めてきたところですが、教育活動の多様化に伴う稼働時間の増加など、各校の取り組み状況や実状を伺った上で、生徒の健康管理にも留意しながら柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

○　なお、今年度は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業時間や学校行事等の取扱いが未確定なところがあることから稼働時間を定めておりません。適切な運用に努めていただきますようお願いいたします。

○　生徒の安全確保のため、授業以外のクラブ活動や行事などの学校活動も含め、学校長が必要と判断する場合は、各校の実情に即した空調設備の運用をお願いしており、予算に不足が生じる場合は必要額を措置しております。

○　厳しい財政状況の中ではありますが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算額の確保に努めてまいりたいと存じます。